

議案第10号

鳥取県農作物種子条例

次のとおり鳥取県農作物種子条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年6月7日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県農作物種子条例

(目的)

第1条 この条例は、種子の生産について、ほ場及び生産物の審査及び証明を毎年実施し、並びに奨励品種の決定その他の措置を行うことにより、農作物の優良な種子の生産及び普及を促進し、もって本県の農作物の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定農作物 稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう。

(2) ほ場審査 原種ほ若しくは原原種ほ又は種子生産ほ場において栽培中の特定農作物の出穂、穂ぞろい及び成熟状況その他種子の品質の確保に関する事項について審査することをいう。

(3) 生産物審査 原種ほ若しくは原原種ほ又は種子生産ほ場において生産された特定農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況その他種子の品質の確保に関する事項について審査することをいう。

(4) 指定種子改良団体 法人又は団体であつて、第14条の規定による知事の指定を受けたものをいう。

(奨励品種の決定等)

第3条 知事は、特定農作物の品種のうち、本県において普及すべき優良な品種（以下「奨励品種」という。）を決定するものとする。

2 県は、農業に関する試験及び研究を行う県の機関（以下「試験場」という。）において、前項の規定による決定を行うために必要な試験を行うものとする。

(種子生産振興計画)

第4条 知事は、優良な種子の生産及び普及を促進するための計画（以下「種子生産振興計画」という。）を策定するものとする。

2 種子生産振興計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 優良な種子の安定的な生産に必要な施設又は設備の整備に関する事項

(2) 優良な種子の生産及び普及に必要な技術及び人材に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、優良な種子の生産及び普及の促進に関し必要な事項

3 知事は、指定種子改良団体を指定した場合において、種子生産振興計画を策定しようとするときは、指定種子改良団体の意見を聴くものとする。

(種子計画)

第5条 知事は、毎年、その年における特定農作物の需給の見通し、種子の生産、流通及び備蓄の状況その他の事情を勘案して、奨励品種の種子の安定的な生産及び供給並びに必要な量の確保に関する計画（以下「種子計画」という。）を策定するものとする。

2 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 本県における年間の特定農作物の種類別及び品種別の種子の需給の見通しに関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、種子の安定的な生産及び供給並びに必要な量の確保に関し必要な事項

(原種等の生産等)

第6条 県は、試験場に原種ほ及び原原種ほを設置して奨励品種の種子の生産を行うために必要な原種及び当該原種の生産を行うために必要な原原種（以下「原種等」という。）の生産を行うものとする。

(原種ほ等の指定)

第7条 知事は、県以外の者が経営するほ場において原種等が適正かつ確実に生産されると認められる場合は、当該ほ場を指定原種ほ又は指定原原種ほ（以下「指定原種ほ等」という。）として指定することができる。

2 その経営するほ場において前項の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、各年ごとに知事に申請しなければならない

い。

(指定原種ほ等に係る審査)

第8条 指定原種ほ等の経営者（以下「指定原種等生産者」という。）は、知事の定めるところにより、その経営する指定原種ほ等について、ほ場審査を受けなければならない。

2 指定原種等生産者は、次条第1項の規定により交付を受けた原種ほ審査証明書又は原原種ほ審査証明書に係る指定原種ほ等において生産された原種等について、知事の定めるところにより、生産物審査を受けなければならない。

3 第1項のほ場審査及び前項の生産物審査（以下この条において「審査」という。）は、指定原種等生産者の請求によって行うものとする。

4 知事は、指定原種等生産者から前項の請求があったときは、職員をして審査をさせなければならない。

5 審査の基準及び方法は、知事が別に定める。

6 審査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(原種ほ証明書等の交付)

第9条 知事は、ほ場審査の結果、指定原種ほ等が前条第5項の基準に適合すると認めるときは、指定原種等生産者に対し、規則で定める原種ほ審査証明書又は原原種ほ審査証明書を交付しなければならない。

2 知事は、生産物審査の結果、原種等が前条第5項の基準に適合すると認めるときは、指定原種等生産者に対し、規則で定める生産物審査証明書を交付しなければならない。

(種子生産ほ場の指定)

第10条 知事は、譲渡の目的をもって、又は委託を受けて、特定農作物の種子を生産する者が経営するほ場を指定種子生産ほ場として指定することができる。

2 その経営するほ場において前項の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、各年ごとに知事に申請しなければならない。

(指定種子生産ほ場に係る審査)

第11条 指定種子生産ほ場の経営者（以下「指定種子生産者」という。）は、知事の定めるところにより、その経営する指定種子生産ほ場について、ほ場審査を受けなければならない。

2 指定種子生産者は、次条第1項の規定により交付を受けたほ場審査証明書に係る指定種子生産ほ場において生産された特定農作物の種子について、知事の定めるところにより、生産物審査を受けなければならない。

3 第1項のほ場審査及び前項の生産物審査（以下この条において「審査」という。）は、指定種子生産者の請求によって行うものとする。

4 知事は、指定種子生産者から前項の請求があったときは、職員をして審査をさせなければならない。

5 審査の基準及び方法は、知事が別に定める。

6 審査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(ほ場審査証明書等の交付)

第12条 知事は、ほ場審査の結果、指定種子生産ほ場が前条第5項の基準に適合すると認めるときは、指定種子生産者に対し、規則で定めるほ場審査証明書を交付しなければならない。

2 知事は、生産物審査の結果、特定農作物の種子が前条第5項の基準に適合すると認めるときは、指定種子生産者に対し、規則で定める生産物審査証明書を交付しなければならない。

(指定原種等生産者等への指導)

第13条 知事は、指定原種等生産者及び指定種子生産者に対し、種子の生産に関する技術の指導を行うものとする。

(指定種子改良団体)

第14条 知事は、次の各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人又は団体を指定種子改良団体として指定することができる。

(1) 奨励品種の決定、変更又は廃止

(2) 種子計画の策定

(3) 指定種子生産ほ場の指定、変更又は廃止

(4) 知事に対し、種子生産振興計画の策定についての意見を述べること。

2 前項の規定による指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

3 指定種子改良団体は、名称その他の規則で定める事項を変更したときは、規則で定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。

4 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、名称その他の規則で定める事項を告示するものとする。当該事項について、前項の規定による変更の届出がされたときも同様とする。

5 指定種子改良団体は、第1項各号の業務の運営上必要となる事項を規程で定め、知事の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。

(知事による奨励品種の決定等)

第15条 知事は、指定種子改良団体が指定された特定農作物の種類については、第3条第1項の規定による奨励品種の決定、第5条第1項の規定による種子計画の策定及び第10条第1項の規定による指定種子生産ほ場の指定を行わない。

(財政上の措置)

第16条 県は、奨励品種の種子の生産及び普及に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に知事又は知事が指定する者によって本県において普及すべき優良な品種として決定されている特定農作物の品

種については、第3条第1項の規定による決定をしたものと、この条例の施行の際現に知事が指定する者によって策定されている種子の安定的な生産及び供給並びに必要な量の確保に関する計画については、第5条第1項の規定による策定をしたものと、この条例の施行の際現に知事が指定する者によって知事によるほ場審査を受けるべきほ場として指定されている種子生産ほ場については、第10条第1項の規定による指定をしたものと、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に施行日の属する年（以下「施行年」という。）における知事によるほ場審査を受けた者については、第11条第1項の規定によるほ場審査を受けたものと、施行日前に施行年における知事による生産物審査を受けた者については、同条第2項の規定による生産物審査を受けたものと、施行日前に知事が交付した施行年において種子生産ほ場が知事の定める基準に適合している旨の証明書は第12条第1項の規定によるほ場審査証明書と、施行日前に知事が交付した施行年において生産された特定農作物の種子が知事の定める基準に適合している旨の証明書は同条第2項の規定による生産物審査証明書とみなす。